

別添2

中間検査実施基準の運用

(対象工事個別事例)

対象工事及び実施時期については、次表を参考とするものとする。

なお、中間検査の対象工事が分割施工で繰り返し行われることが想定される場合には、最初の工程を中間検査の対象とし、技術的指導に基づき施工管理及び品質管理方法を確立し、それ以降は工事監督員の段階確認を活用する等、効率的に対応するものとする。

工 事	内 容	実 施 時 期
基礎工事	重要構造物の基礎工	基礎工完了時
橋梁工事	ア) 同一工事で、下部工と上部工を施工する場合 イ) 桁製作から架設までを行う橋梁上部工	下部工完了時  床版打設前、ポステン桁の完成時、場所打ちコンクリート床版のコンクリート打設前
鋼橋工事	同一工事で、工場製作から設置までを行う場合	鋼橋等、製作工場における製作及び仮組の完了した時
舗装工事	同一工事で、路盤工と舗装工を施工する場合	路盤工完了時
本体工事	同一工事で、ケーソン、鋼製函の本体工製作と据付を行う場合	ケーソン、鋼製函据付前
コンクリート吹付工事と他工種の併用	コンクリート吹付工事の施工により他工種の確認が困難となる工事	コンクリート吹付け前
漁場工事	同一工事で、各種ブロック（組立魚礁、鋼製魚礁等を含む）の製作と沈設を行う場合	ブロック沈設前※
その他	ア) 積雪量が多く、完成検査時、現地確認が困難となるおそれがある工事 イ) 事業担当課が別途指定する工事	積雪前  適宜

(※水産土木工事における留意事項)

第13に規定する工事施工成績の評定は、ブロック製作が終了した時点で中間検査を合格した時に行うこととする。

また、水産土木工事において工程の都合からブロックの製作途中で沈設する場合は、初回沈設前に中間検査を実施し、施工管理及び品質管理方法に問題ない場合は、それ以降、工事監督員の段階確認や立会報告等の書面資料等を利用し、最終ブロックの製作が終了した時点で中間検査を行い、これらを通して、ブロック製作工の中間検査を実施したものととして評定を行う。

なお、初回沈設前等の中間検査の際に合格しない場合は、各規定による処理を行うこと。

また、品質管理上ブロック製作途中で中間検査を行った場合も同様に扱う。